

審査基準（公表用）

様式第3号
所管課 水産課

法令名	漁業法	法令番号	昭和24年法律第267号						
手続名	漁業の免許	根拠条項	第69条第1項						
審査基準	<p>1 次の各号の一に該当しないこと</p> <ul style="list-style-type: none"> ・申請者が法第七十二条に規定する適格性を有する者でない ・海区漁場計画又は内水面漁場計画の内容と異なる申請である ・その申請に係る漁業と同種の漁業を内容とする漁業権の不当な集中に至るおそれがある ・免許を受けようとする漁場の敷地が他人の所有に属する場合又は水面が他人の占有に係る場合において、その所有者又は占有者の同意がない <p>2 団体漁業権に係る申請については、水産業協同組合法の規定による総会の議決を経ていること</p> <p>3 1の条件を満たす申請が複数あるときは、知事は、法第七十三条第二項に規定する各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める者に対して免許をする</p> <p>4 内水面における第五種共同漁業は、当該内水面が水産動植物の増殖に適しており、かつ、当該漁業の免許を受けた者が当該内水面において水産動植物の増殖をすること</p>								
	受付機関	水産課	処理機関	水産課	交付機関	水産課	標準処理期間	60日	目次
							標準経由期間	日	